

免許更新までの流れ

令和4年5月13日改正

更新期間満了日の年齢が **70歳以上**の方は、免許更新手続きの**前**に、高齢者講習等の受講が必要です。



70～75歳未満の方

更新期間満了日の**6か月前から**
更新期間満了日までの間に、
○ **高齢者講習を受講**
その後、**更新手続き**をしてください。

**高齢者講習を
自動車教習所に予約**

2時間の高齢者講習を受講
適性検査・座学・実車講習
普通自動車対応免許のない方は、
1時間講習(適性検査・座学)

運転免許センター
又は *警察署等

運転免許更新
手数料2,500円



★「高齢者講習終了証明書」持参

75歳以上の方

更新期間満了日の**6か月前から**
更新期間満了日までの間に、
○ **認知機能検査を受検**
○ **高齢者講習を受講**
○ **一定の違反歴がある方は運転技能検査を受検**
その後、**更新手続き**をしてください。

**認知機能検査等を
自動車教習所に予約**

一定の違反がある方 ↓ 違反がない方 ↓

① **運転技能検査**

合格 ↓

不合格 ↓

② **認知機能検査**

更新が
できない

認知症のおそれ
なし

認知症のおそれ
あり

③ **高齢者講習**

医師による
認知症の診断

認知症
ではない
と診断
の場合

認知症
と診断
の場合

免許の
取消し
又は停止

普通自動車対応免許の方
2時間講習受講
適性検査・座学・
実車講習

普通自動車対応免許のない方
運転技能検査を受検された方
1時間講習受講
適性検査・座学

**高齢者講習を
自動車教習所
に予約**

運転免許センター
又は 警察署等

運転免許更新
手数料2,500円



★「高齢者講習終了証明書・認知機能検査結果通知書・運転技能検査受検結果証明書(該当する方)」持参

*警察署等とは、住所地を管轄する警察署・大型交番(内子・野村・鬼北)を指します。